

大府市協働のまちづくり推進条例 逐条解説

【前文】

時代の変化とともに市民の生活様式や価値観は多様化し、生きがいや心の豊かさが感じられる地域社会の創造が求められています。

ますます多様化する市民の思いに対応するためには、市がすべてを担うのではなく、地域で生活し、活動している多様な主体が担い手となって、それぞれの存在意義を理解し、尊重しあいながら、連携、協力し、適切な関係を築く中で、まちづくりを進めていくことが重要です。

私たちのまちには、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市がそれぞれ協力し、支え合う「協働」の精神が芽生えています。

いまこそ、この精神を市民の理解のもとに育み、まちづくりの基本とし、地域の力が十分に発揮される「協働」のまちづくりを進めることが必要です。

ここに、「協働」により、心豊かに生き生きと暮らせる「健康都市」を築くため、この条例を制定します。

20 世紀後半、高度成長経済がもたらした大量生産、大量消費は豊かな暮らしの象徴でした。しかし、生活様式や価値観の多様化に伴い、私たちはモノよりも心の豊かさを求めるようになりました。そして、21 世紀。本格的な少子高齢社会の到来、人口減少社会への突入など私たちを取り巻く環境は大きく変容しています。大府市では、日本全体の傾向とは異なり人口の増加が続き、^{※注}少子高齢化は全国平均に比較すると緩やかに進んでいます。が、高齢化は確実に進んでおり、幸齢(こうれい)社会の実現が喫緊の課題となっています。

このような中、複雑かつ多様化する地域課題や膨大な市民ニーズに、行政がすべて応えるのは、財政的にも人的にも限界があり、市民等が担い手となって協力して活動する協働によらなければ対応できない時代になってきています。

大府市では、自治区・コミュニティ活動や公民館活動が盛んで、従来から多くの市民が「協働」という言葉を意識することなく、協働の取組に関わってきました。都市部にもかかわらず地域の絆が強く、環境や防災、福祉など多くの分野の社会問題の解決に数えきれないほどの市民、団体が貢献してきました。しかし、近年は、隣近所のつながりの希薄化や地域活動の将来の担い手不足といった日本全国が共通して抱える問題が、大府市でも深刻化し、有効な解決策を見い出せないでいます。

東日本大震災以降、大府市では地域組織の防災活動が飛躍的に進みました。市民が一丸となって立ち向かわなければ解決できない課題があるとき、協働の取組は大きく進展します。同時に、地域組織も活性化します。そのことを、私たちは東日本大震災をきっかけに学びました。市民が同じ問題意識を持つことは、協働の推進力となるのです。

「大府市協働のまちづくり推進条例」の下、市民が心豊かに生き生きと暮らせるまちとなるよう、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、市相互の理解、尊重、連携、協力により、「協働」のまちづくりを進めていきましょう。

※注 「幸齢社会」とは、大府市長寿社会懇話会が策定した「理想の長寿社会を目指して」において、理想の長寿社会として定義したもの。

（目的）

第 1 条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、協働のまちづくりの推進を図り、魅力と活力ある地域社会を実現することを目的とする。

協働の必要性

〔市と市民等との協働〕

市民側において、社会貢献・自己実現意識の高まりや専門的な能力を備えた市民の増加、元気な高齢者の増加、地域住民組織や事業者、非営利で公益的な市民団体の活動の活発化により、市との協働に対する意欲や可能性が高まっています。その一方で、市側においては、住民ニーズの高度化、多様化や財政状況の逼迫などによって、例えば地域の安心安全のための防犯・防災事業や、高齢社会の対応として福祉事業、市民等の意識高揚を図るためのまちづくり事業などの公的サービスの計画、実行、評価に住民等との協働が不可欠となっています。

このような状況の中で、市民や自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、市などが、互いに良きパートナーとなり、魅力と活力ある地域社会の発展を進めるには、お互いの考え方や役割を理解し、共存・協働のまちづくりを推進する必要があります。

〔市民等と市民等との協働〕

市民活動を促進するには市民活動団体同士の連携が必要です。現在、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者などは独自に活動を進めており、連携が図られていない場合もあることから、それらが必要に応じて、情報を共有し、手と手を取り合い、お互いが理解し合い共通の目的を達成するために連携して協働をする必要があります。

例えば、事業者は所有する施設の開放や資金助成によりNPO・ボランティアを支援したり、NPO・ボランティアは自治会やコミュニティ活動に参加したり、補完したりすることも重要です。

※イメージ

20世紀型のまちづくり



21世紀型の協働のまちづくり



(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、相互の立場及び特性を認識し、かつ、尊重しながら共通の目的を達成するために協力することをいう。
- (2) 市民活動 市民等が自主的に参加して自発的に行う地域社会に貢献することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 自治会・コミュニティ 一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。
- (5) NPO 社会や地域のために自主的に活動する営利を目的としない民間の組織をいう。
- (6) ボランティア 社会や地域のために自主的に活動する個人をいう。
- (7) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。

用語の定義

(1) 協働

「協働」とは、市民や自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者、市などが、自主的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを言います。つまり、考え方や行動が違っていても、お互いの特性を生かしながら、共通の課題や目標を達成するため、さまざまな観点や形態で協力し合うことをいいます。

(2) 市民活動

「市民活動」とは、市民等が自主的かつ自発的に取り組む地域社会に貢献する活動を行います。ただし、営利を主たる目的とする活動や、宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動は含まれません。

宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動を除いたのは、特定非営利活動促進法（平成 10 年 12 月 1 日施行）における特定非営利活動法人の要件の規定と同じ考え方から、特定の宗教や政治的な立場に立つものは、広く市民を対象にする協働によるまちづくりに関わる活動としては、妥当ではないと考えるためです。

(3) 市民

「市民」とは、大府市内に住所を有する者（外国籍の人を含む）に限定するものではなく、市外に居住し、大府市に通勤や通学をしている者も含みます。

（４）自治会・コミュニティ

「自治会・コミュニティ」とは、一定の区域ごとにつくられ、その地域に住んでいる人たちが自主的に運営し、子どもから高齢者までの幅広い世代、昔からの住民、転入者など様々な人が地域全体のために「親睦・交流」「文化」「福祉」「環境」「防犯・防災」などの活動を行う組織です。大府市では自治区、自治会、組、コミュニティがこれに当たります。

（５）NPO

「NPO」とは、社会や地域のために自主的に活動している民間の非営利活動団体のことで、法人格の有無にかかわらず、団体としての名前と意思決定のルールがある、複数のメンバーで構成されている、剰余利益を関係者で分配しない、参加したい人に対して開かれている、などの特性を持った団体を指します。

（６）ボランティア

「ボランティア」とは、「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」を指し、活動の性格として、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性（無給性）」等が挙げられます。実費や交通費等を得る有償ボランティアもあります。

（７）事業者

「事業者」とは、市内に事業所等を有し、事業活動を行う民間の企業や商店等をいいます。環境保全やまちおこし等、地域課題に対する市民活動への積極的な協力が期待されています。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念にのっとり、協働のまちづくりを推進しなければならない。

- （１） 相互の活動の自主性及び自立性を尊重すること。
- （２） 相互の特性及び役割を理解し、協力すること。
- （３） 相互に必要な情報を提供し、共有すること。

基本理念

共通の目的を達成するために協力する協働において、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市が守るべき基本的な考え方です。

- （１）お互いの自主性や自立性を尊重し合い、対等な関係の下で協働を進めていくこと。
- （２）相手の特性や役割の違いを認めながら、相互理解と信頼関係の下に協働を進めていくこと。
- （３）公正性や透明性を保ち、互いの情報を積極的に公開し、共有すること。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考えて自ら行動するとともに、各地域の自治会・コミュニティ活動へ積極的に参加し、身近な地域の課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めるものとする。

2 市民は、協働のまちづくりに関する理解を深め、市民活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

[平成 28 年 9 月 29 日改正]

第 4 条第 1 項中「考えて」の次に「自ら」を加える。

（改正理由）

「市民自ら考える」ことだけではなく、「市民自ら行動する」ことも同様に大切であることを分かりやすくするため。

市民の役割

地域社会を構成している最小の単位は市民です。NPO・ボランティアの構成員も、事業所の社員も、また市の職員も市民であり、市民一人一人が、地域で生活しながら、互いに存在を認め合い（共存）、互いに協力して（協働）住み良い地域社会をつくっていくことが必要です。

【1】〔自治意識の高揚〕

市民が、市民活動を行う第一歩は、自分たちのまちに対し関心を持つことです。そして小さなことでも、自らができることを考え、自ら行動していくことが大切です。身近な地域課題は、自発的に市民同士が力を合わせて解決していくことも大切なことです。

〔自治会・コミュニティへの加入と参加〕

市民が心豊かにいきいきと暮らすためには、その地域で構成される自治会やコミュニティの活動に参加することが非常に重要であると考えられます。自治会活動は、自らの地域を暮らしやすくするために発生する負担を住民で分担する仕組みであり、大府市に住む以上は自治会やコミュニティに加入し、その活動に積極的に参加する道徳的な義務があります。

【2】〔市民活動の発展及び促進に協力〕

市民活動は、地域社会に貢献することを目的とする活動です。しかし、地域課題は高度化、複雑化し、多くの市民の理解や協力がなくては活動の発展や継続は困難です。そのため市民は、自らの住むまちをより良くするために、市民活動について関心を持ち、協力することが大切です。

（自治会・コミュニティの役割）

第 5 条 自治会・コミュニティは、地域の特色を生かした自治会・コミュニティ活動の充実に努めるとともに、当該地域内の市民に対し自治会・コミュニティ活動へ積極的に参加するよう働きかけるものとする。

2 自治会・コミュニティは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他の自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。

自治会・コミュニティの役割

地域社会を構成している団体のなかで、市民生活に密着した団体は自治会・コミュニティです。自治会・コミュニティは各地域内で、親睦・交流、安心・安全等のため様々な事業を行っています。

【1】〔地域内の市民参加〕

各地域内の多くの市民の参加がなければ十分な事業の推進はできません。そこで参加しやすさに留意するとともに、地域内の市民に対し積極的に参加するように呼びかけることも必要です。

【2】〔活動の充実と連携〕

各地域のニーズに合った活動や、その地域の特色を生かした活動を行うことが重要です。しかし、自治会やコミュニティの力だけでは解決できない高度で複雑な問題が増加しており、協働への理解を深めるとともにNPO・ボランティアや事業者、市との連携を強化する必要があります。

(NPO・ボランティアの役割)

第6条 NPO・ボランティアは、自らの活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 NPO・ボランティアは、協働のまちづくりに関する理解を深め、他のNPO・ボランティア、自治会・コミュニティ、事業者及び市と連携して活動するよう努めるものとする。

NPO・ボランティアの役割

NPO・ボランティアは、社会の様々な課題などに対して、自己の責任の下で、自主的、自発的に取り組んでいます。これらの取組は、それぞれ個々の団体内だけに留まるものではなく、市民との関わりを持って行われています。

【1】〔活動の理解〕

NPO・ボランティアの活動が、より多くの市民に理解され、また、受け入れられるように努力することは、NPO・ボランティア活動の継続・発展のために大変重要なことです。

【2】〔連携〕

NPO・ボランティアは、独自で事業を進めるだけではなく、必要に応じて他のNPO・ボランティアや自治会・コミュニティ、事業者及び市と連携することも大切なことです。このことによって、自分たちの活動の輪を広げていくことになり、豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことに繋がります。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

事業者の役割

事業者は、地域社会において、物やサービスの供給、雇用創出などの経済活動を通して社会的な使命を果たしています。しかし、市民ニーズが多様化し、社会環境が常に変化する現代社会においては、事業者においても、経済活動のみにその行動原理を置くのではなく、社会貢献活動を行うことも期待されています。

〔地域貢献〕

事業者は、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）として社会における協働の役割を理解し、自発的にその活動に努めるとともに、社員が自らの暮らす地域において市民としての義務を果たし、貢献できるよう後押しすることも求められています。

(市の役割)

第 8 条 市は、協働のまちづくりを推進するための環境整備に努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、広く市民等の意見を求め、協働のまちづくりに関する働きかけに対し適切に対処するものとする。

市の役割

市は、市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア及び事業者が協働しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

【1】〔環境整備〕

市として、協働しやすい環境づくりとして活動場所の提供、情報の提供や情報交換の推進、活動機会の創出及び人材育成などに取り組む必要があります。ここでいう情報の提供とは、求められて公開する情報の提供だけではなく、事業に関連する情報を積極的にわかりやすく提供していくことを意味しています。

【2】〔意識改革〕

市が、協働を推進するためには、それぞれの事業の担当となる職員の協働に関する理解を深めることが重要であり、職員一人一人の意識改革を継続的に行っていくことが必要です。

〔支援と自覚〕

市は、NPO・ボランティアに支援をする場合においては、どの団体に対しても公益性に基づき、公正に行わなければなりません。また支援を受けるNPO・ボランティアも公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、透明性、効率性、有効性の向上に努める必要があります。

（市職員の役割）

第 9 条 市職員は、自らも市民であることを自覚し、協働のまちづくりに関する理解を深め、市民の役割を果たすよう努めるものとする。

2 市職員は、市民等の連携を促し、それぞれの力を最大限に発揮するために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

[平成 28 年 9 月 29 日改正]

第 9 条として「市職員の役割」を新たに追加する。

(改正理由)

協働時代において、とりわけ職員に求められる役割を明確にするため。

市職員の役割

市職員は、市民としての役割を果たすとともに、市の役割も果たすべき立場であることを自覚する必要があります。

【1】〔市民としての市職員の役割〕

市職員は、その居住地が市外であっても市内に通勤をする「市民」であり、第 4 条「市民の役割」を担うべき立場にいることを自覚することが大切です。

【2】〔市の役割を達成するために市職員が果たすべき役割〕

市職員には、協働のまちづくりを進める上で、様々な担い手の連携を促し、それぞれの力が最大限に発揮されるよう、コーディネートやアドバイスをする役割が求められます。

（市の施策）

第 10 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- （１） 市政への参画機会の提供に関すること。
- （２） 市民活動のための場の提供に関すること。
- （３） 情報の収集及び提供に関すること。
- （４） 人材の育成に関すること。
- （５） 市民活動のための財政支援に関すること。
- （６） その他協働のまちづくりの推進に必要なこと。

協働のまちづくり推進のための市の施策

協働のまちづくりを推進するための市の施策は、NPO・ボランティアの自主性、主体性を損ねることがないように配慮して進める必要があります。

（１）市政への参画機会の提供

①〔市長との懇談会〕

市民との直接対話の場として、「各種団体との懇談会」、「地域懇談会」、「カジュアルトーク」、「みんなで話そう 市民と市長のまちトーク」を開催し、市政への意見を聴いています。

②〔パブリックコメント（市民意見公募制度）〕

市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的に、市の基本的な計画等の策定に当たり、あらかじめ当該計画の趣旨や内容を市民に公表し、意見及び情報の提出を受け、その意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続きを実施しています。

③〔ワークショップ〕

公園をはじめとする公共施設を整備するときに、計画段階から利用者や市民の意見を取り入れる手法を実施しています。

④〔審議会等〕

市政に対する市民参加を促進し、開かれた市政の実現のために、専門家や公募市民を委員に選任した審議会を設置しています。会議は原則公開しています。

⑤〔その他の広聴〕

市民の市政への参画を促すため、市民からいただいた手紙を市長が直接拝見し、返事をする「市長への手紙」、電子メールにより意見受付をする「おたより箱」、市政への夢や提案をいただく「市政提案箱・夢ポスト」を設置しています。

⑥〔事業提示型協働事業〕

市が直営で行っている事業のうち、市民との協働の方が事業効果の高い事業を提示し、市民等との協働で実施しています。

（２）市民活動のための場の提供

団体活動室、会議室、印刷室等を備えた大府市民活動センターコラピアをはじめ、公民館、石ヶ瀬会館ミュージーいしがせ、児童老人福祉センター、おおぶ文化交流の杜アローブ、二ツ池セレクトナなどで、市民活動のための場所と機会の提供を行っています。

（３）情報の収集及び提供

従来からのポスター、チラシ、冊子などの紙媒体に加え、インターネットでも市民活動の情報の提供を行っています。

（４）人材の育成

協働のまちづくりを継続して進めるためには、新たな人材の発掘と育成が必要です。また、市民活動への参加意欲のある市民を具体的な活動へと橋渡しするコーディネーターの育成、まちづくりのリーダーの育成、情報や人材などの資源をマッチングさせることのできる市職員の育成も必要です。

（５）市民活動のための財政支援

市では、自治区、コミュニティや各種市民団体に補助金等を交付しています。また、ひとまちおうえん基金を原資にした協働企画提案事業、NPO法人立ち上がり支援事業により、協働事業の財政支援をしています。しかし、補助金に頼った運営になっている活動もあり、財政支援については、多くの課題があります。

（協働推進委員会）

第 11 条 この条例に基づく協働のまちづくりの推進について必要な事項を調査審議するため、大府市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、協働のまちづくりの推進について市長に意見を述べることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め

協働推進委員会

協働のまちづくりの担い手である市民、自治会・コミュニティ、NPO・ボランティア、事業者及び市から委員を選出し、市民活動団体から提案された企画や市の行う協働事業が適切な内容かどうか、またより良い手法はないかなどを協議・提言し、市政に反映させています。

（委任）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。（平成 28 年 9 月 29 日公布）